

総務委員会資料

令和4年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第84号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

資料 新旧対照表

令和4年8月30日

総務企画局

川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日条例第4号 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の人事評価の状況 (3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況 (4) 職員の休業の状況 (5) 職員の分限及び懲戒の状況 (6) 職員のサービスの状況 (7) 職員の退職管理の状況 (8) 職員の研修の状況 (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (10) その他市長が必要と認める事項 	<p>○川崎市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 平成17年3月24日条例第4号 (報告事項)</p> <p>第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 職員の任免及び職員数に関する状況 (2) 職員の人事評価の状況 (3) 職員の給与、勤務時間その他の勤務条件の状況 (4) 職員の休業の状況 (5) 職員の分限及び懲戒の状況 (6) 職員のサービスの状況 (7) 職員の退職管理の状況 (8) 職員の研修の状況 (9) 職員の福祉及び利益の保護の状況 (10) その他市長が必要と認める事項

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年3月29日条例第1号 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、川崎市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関 (2) 外国政府の機関 (3) 我が国が加盟している国際機関 (4) 外国の学校、研究所又は病院であつて、前各号に該当しないもの (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 定年条例第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間(同条第1項から第4項までの規定により延長された期</p>	<p>○外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 昭和63年3月29日条例第1号 (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、川崎市と外国の地方公共団体との間の合意若しくはこれに準ずるものに基づき、又は次に掲げる機関の要請に応じ、これらの機関の業務に従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 外国の地方公共団体の機関 (2) 外国政府の機関 (3) 我が国が加盟している国際機関 (4) 外国の学校、研究所又は病院であつて、前各号に該当しないもの (5) 前各号に掲げるもののほか、前各号に準ずる機関で人事委員会規則で定めるもの</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された者を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員 (3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事委員会規則で定める職員を除く。)</p> <p>(4) 川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号)第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員 (新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>間を含む。)</u> を延長された管理監督職を占める職員</p> <p><u>(6)</u> 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p><u>(5)</u> 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>

川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成14年3月28日条例第2号 (職員の派遣)</p>	<p>○川崎市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 平成14年3月28日条例第2号 (職員の派遣)</p>
<p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとして人事委員会規則で定めるもの(以下「団体」という。)との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を派遣することができる。</p>	<p>第2条 任命権者は、法第2条第1項各号に掲げる団体のうち、次の各号のいずれかに該当するものとして人事委員会規則で定めるもの(以下「団体」という。)との間の取決めに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。以下この項において同じ。)を派遣することができる。</p>
<p>(1) 市が基本金その他これに準ずるもの(以下「基本金等」という。)の2分の1以上を出資しているもの</p>	<p>(1) 市が基本金その他これに準ずるもの(以下「基本金等」という。)の2分の1以上を出資しているもの</p>
<p>(2) 市が基本金等を出資しているもの(前号に該当するものを除く。)のうち、次のいずれかに該当するもの</p>	<p>(2) 市が基本金等を出資しているもの(前号に該当するものを除く。)のうち、次のいずれかに該当するもの</p>
<p>ア 職員を派遣することにより、市の施策が効率的又は効果的に推進されるもの</p>	<p>ア 職員を派遣することにより、市の施策が効率的又は効果的に推進されるもの</p>
<p>イ 職員の専門的知識を活用すること等により、運営が円滑に行われるもの</p>	<p>イ 職員の専門的知識を活用すること等により、運営が円滑に行われるもの</p>
<p>(3) 市が基本金等を出資していないものであって市の事務又は事業を補完し、支援する等の業務を行っているもののうち、前号ア又はイに該当するもの</p>	<p>(3) 市が基本金等を出資していないものであって市の事務又は事業を補完し、支援する等の業務を行っているもののうち、前号ア又はイに該当するもの</p>
<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>	<p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p>
<p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(川崎市職員の定年等に関する条例(昭和59年川崎市条例第38号。以下「定年条例」という。)第12条又は第13条第1項の規定により採用された職員を除く。)</p>	<p>(1) 臨時的に任用される職員その他の法律により任期を定めて任用される職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員を除く。)</p>
<p>(2) 非常勤職員</p>	<p>(2) 非常勤職員</p>
<p>(3) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条に規定する条件付採用</p>	<p>(3) 地方公務員法第22条に規定する条件付採用になっている職員(人事</p>

改正後	改正前
<p>になっている職員（人事委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) <u>定年条例</u>第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(5) 定年条例第9条第1項から第4項までの規定により同条第1項に規定する異動期間（同条第1項から第4項までの規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員</u></p> <p><u>(6)</u> 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>	<p>委員会規則で定める職員を除く。）</p> <p>(4) <u>川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年川崎市条例第38号）</u>第4条第1項の規定により引き続いて勤務させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(5)</u> 地方公務員法第28条第2項各号若しくは川崎市職員の分限に関する条例（昭和26年川崎市条例第45号）第1条の2各号のいずれかに掲げる事由に該当して休職にされ、又は同法第29条第1項各号のいずれかに掲げる事由に該当して停職にされている職員その他の同法第35条に規定する法律又は条例の特別の定めに基づき職務に専念する義務を免除されている職員</p>

川崎市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市職員の再任用に関する条例 平成12年12月21日条例第55号</p>	<p>○川崎市職員の再任用に関する条例 平成12年12月21日条例第55号</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(趣旨)</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条の4第1項、同条第2項及び第3項（法第28条の5第2項及び第28条の6第3項において準用する場合を含む。）並びに地方公務員法等の一部を改正する法律（平成11年法律第107号。以下「改正法」という。）附則第5条及び第6条の規定に基づき、職員の再任用（法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用することをいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>（定年退職者に準ずる者）</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第2条 法第28条の4第1項の条例で定める者は、次に掲げる者とする。</u> <u>（1） 25年以上勤続して退職した者であって当該退職の日の翌日から起算して5年を経過する日までの間にあるもの</u> <u>（2） 前号に該当する者として再任用をされたことがある者（前号に掲げる者を除く。）</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>（任期の更新）</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第3条 再任用の任期の更新は、職員の当該更新直前の任期における勤務実績が良好である場合に行うことができるものとする。</u> <u>2 任命権者は、再任用の任期の更新を行う場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>（任期の末日）</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>第4条 再任用を行う場合及び再任用の任期の更新を行う場合の任期の末日は、その者が年齢65年に達する日以後における最初の3月31日以前でなければならない。</u></p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>附 則（抄）</u></p>

改正後	改正前								
<u>(削除)</u>	<p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。</u></p>								
<u>(削除)</u>	<p><u>(改正法附則第5条の条例で定める日)</u></p> <p><u>2 改正法附則第5条の条例で定める日は、平成19年4月1日とする。</u></p>								
<u>(削除)</u>	<p><u>(任期の末日に関する特例)</u></p> <p><u>3 次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 568 1789 938"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 568 1655 660"><u>平成13年4月1日から平成16年3月31日</u> <u>まで</u></td> <td data-bbox="1655 568 1789 660"><u>61年</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 660 1655 753"><u>平成16年4月1日から平成19年3月31日</u> <u>まで</u></td> <td data-bbox="1655 660 1789 753"><u>62年</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 753 1655 845"><u>平成19年4月1日から平成22年3月31日</u> <u>まで</u></td> <td data-bbox="1655 753 1789 845"><u>63年</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 845 1655 938"><u>平成22年4月1日から平成25年3月31日</u> <u>まで</u></td> <td data-bbox="1655 845 1789 938"><u>64年</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>平成13年4月1日から平成16年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>61年</u>	<u>平成16年4月1日から平成19年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>62年</u>	<u>平成19年4月1日から平成22年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>63年</u>	<u>平成22年4月1日から平成25年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>64年</u>
<u>平成13年4月1日から平成16年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>61年</u>								
<u>平成16年4月1日から平成19年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>62年</u>								
<u>平成19年4月1日から平成22年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>63年</u>								
<u>平成22年4月1日から平成25年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>64年</u>								
<u>(削除)</u>	<p><u>4 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)附則第7条の3第1項第4号に規定する特定警察職員等のうち消防吏員である者に対する次の表の左欄に掲げる期間における第4条の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条中「65年」とあるのは、同表の左欄に掲げる区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="1122 1201 1789 1428"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1122 1201 1655 1294"><u>平成19年4月1日から平成22年3月31日</u> <u>まで</u></td> <td data-bbox="1655 1201 1789 1294"><u>61年</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1294 1655 1386"><u>平成22年4月1日から平成25年3月31日</u> <u>まで</u></td> <td data-bbox="1655 1294 1789 1386"><u>62年</u></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1122 1386 1655 1428"><u>平成25年4月1日から平成28年3月31日</u></td> <td data-bbox="1655 1386 1789 1428"><u>63年</u></td> </tr> </tbody> </table>	<u>平成19年4月1日から平成22年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>61年</u>	<u>平成22年4月1日から平成25年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>62年</u>	<u>平成25年4月1日から平成28年3月31日</u>	<u>63年</u>		
<u>平成19年4月1日から平成22年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>61年</u>								
<u>平成22年4月1日から平成25年3月31日</u> <u>まで</u>	<u>62年</u>								
<u>平成25年4月1日から平成28年3月31日</u>	<u>63年</u>								

改正後	改正前	
	<u>まで</u>	
<u>(削除)</u>	<u>平成28年4月1日から平成31年3月31日</u>	<u>64年</u>
	<u>まで</u>	
<u>(削除)</u>	<u>附 則（平成14年3月28日条例第4号）</u> <u>この条例は、平成14年4月1日から施行する。</u>	
<u>(削除)</u>	<u>附 則（平成27年10月15日条例第68号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	